草津町の景観まちづくり

『看板類』は控えめに、きれいに保ち 街なみの保全に努めましょう。

看板類は、店舗の名称や営業・宣伝内容などを表示したり、道案内や注意喚起を促すなど、まちの 経済的な機能を維持する上で重要な役割を担っています。

しかし、派手な色の看板、大きい看板、電飾看板、老朽化して汚らしい看板などは、景観を阻害す る要因となりかねません。看板類の設置にあたっては『表示・掲出の5原則』に従って、規模、数、 素材等に十分配慮し、景観阻害要因ではなく、むしろ良好な景観形成に貢献できるようなものへ改善 し、風情や情緒ある街なみの保全に努めましょう。

- ■『看板類の表示・掲出5原則』■
- 1)必要最小限の大きさに及び設置箇所数に留める。
- 2) 周囲の自然、街なみ、屋外広告物を掲出する建築物など、周辺環境との調和に十分配慮した位置、材質、色 彩、デザインとする。
- 3) 既製品ではないこだわり感を・手づくり感が感じられるデザインに心がける。
- 4) 彩度の高い色彩を地色として使用することや反射光のある素材の使用は避ける。
- 5)不十分な管理や老朽化による汚らしい屋外広告物、使用済みのまま放置された屋外広告物などは処分する か、修景を施すか又は新しいものに取り替える。

【景観形成重点区域のガイドライン抜粋】

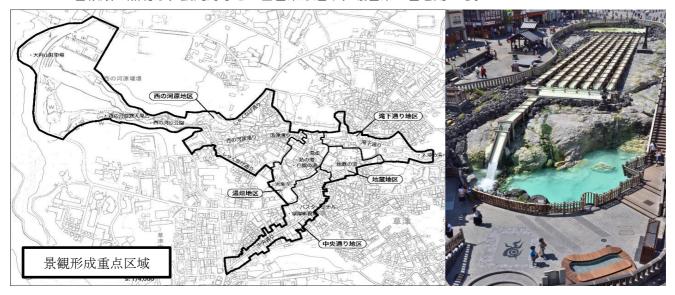
●景観形成重点区域(湯畑周辺、西の河原地区、滝下地区、地蔵地区、中央通り地区)

たり、3基まで、合計表示面積3㎡以内 では一般である。 では、3基末で、合計表示面積3㎡以内 では、3基末のでは、10円では、1

- 畑周辺は、和の景観に調和するデザイン
- 温泉街の雰囲気に調和するデザイン(西の河原地区、中央通り地区)
- 滝下地区は、和の看板、暖簾、行灯、提灯を基本にせがいの街なみを引き立てるデザイン
- ・中央通り地区は、建植看板を掲出しない

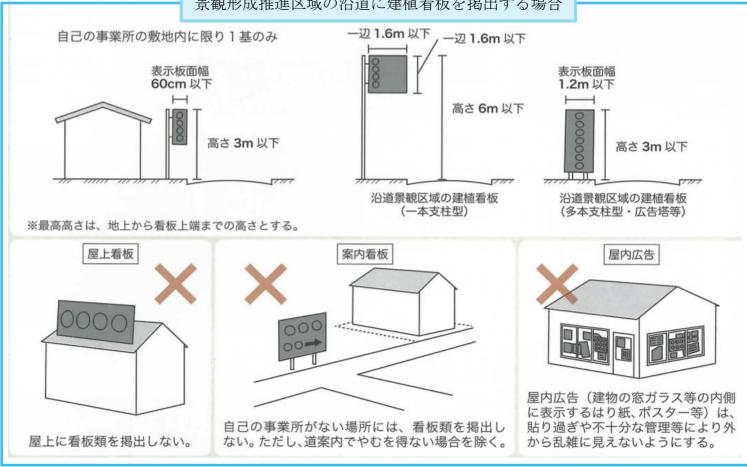
【景観形推進区域のガイドライン抜粋】

- ●景観形成推進区域(上記5地区以外の地域)
- 一立面あたり、5基まで、合計表示面積 5㎡以内・落ち着いた温泉市街地の雰囲気に調和するデザイン(色の明るさは彩度3以下に抑える)
 - 看板類の照明は、蛍光灯などの白色系は避け、暖色系の色を用いる。



※看板類とは、壁面広告、置き看板、のぼり旗等の屋外広告物も指します。

景観形成推進区域の沿道に建植看板を掲出する場合



<草津町では掲出することが出来ない看板類の事例>



群馬県屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要となるものがありますので、併せて条例の基準も確認して下さい。